

R6 霧島市立医師会医療センター土壌調査業務委託 ＜特記仕様書＞

1 適用範囲

- (1) 本仕様書は、R6 霧島市立医師会医療センター土壌調査業務委託に適用する。
- (2) 受注者は、契約書及び本仕様書のほか、下記の法規等を遵守しなければならない。
 - ① 土壌汚染対策法
(平成 14 年法第 53 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号)
 - ② 土壌汚染対策法施行令
(平成 14 年政令第 336 号、最終改正：令和 5 年政令第 304 号)
 - ③ 土壌汚染対策法施行規則
(平成 14 年環境省令第 29 号、最終改正：令和 6 年環境省令第 17 号)
 - ④ 土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン改訂第 3.1
(令和 4 年 8 月 環境省)

2 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、霧島市立医師会医療センターの解体工事に先立ち、土壌汚染の有無を明らかにする。また、当該調査の結果、汚染が確認された場合に、その後の施工計画に汚染対策を反映させることを目的として実施するものである。

業務の実施にあたっては、土壌汚染対策法に準拠し、採取した試料を用いて分析を実施し、基準との適合性を評価するものである。

(2) 履行場所

鹿児島県霧島市隼人町松永 地内

※別紙「調査計画位置図（案）」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 5 月 30 日まで

(4) 資格要件

主任技術者は土壌汚染調査技術管理者の資格を有すること。

主任技術者と担当技術者は兼ねることができないものとする。

3 業務内容

(1) 土壌汚染状況調査計画の立案等

敷地の最北端を起点とする調査区画を策定し、受注者自ら測量を行い、試料採取地点の設定を行う。試料採取地点及び数量については、別紙「R6 霧島市立医師会医療センター土壌調査業務委託<計画書(案)>」を予定している。

土壌調査は「地歴調査報告書(令和2年8月増補版)」及び「R2 霧島市立医師会医療センター土壌調査業務委託」の内容を踏まえ、別紙の「土壌汚染状況調査計画(案)」の調査項目、調査地点及び調査数量の見直しを行い、調査計画書を作成する。その際、敷地は病院操業中であるため、安全対策を十分に講じなければならない。また、対象地内には、汚水排水・電気・ガス・上水等の埋設配管が設置してあり、現在稼働している状態であることから、貸与資料をもとにしつつ現地確認を行い、配管経路・配管深度を把握する。

(2) 汚染のおそれの少ない土地の調査

(ア) 土壌ガス調査

調査区画は、30m格子の中心1区画とする。また、深度1m以浅に地下水が存在する場合には、ガス調査に替えて地下水調査を行うこと。

(イ) 表層土壌調査

調査区画は、30m格子内の10m格子5地点(30m格子の単位区画数が4以下の場合はその地点数)で採取した試料を等量混合し、それを当該区画の代表試料として分析する。試料採取は表層及び地表より0.5mの土壌を採取して、特定有害物質ごとの含有量及び溶出量の分析を行なうものとする。

(3) 汚水排水管直下の土壌調査

調査区画は、10m格子内の汚染のおそれのある汚水排水管近傍とする。試料採取は配管直下0.5mの土壌を採取して、特定有害物質ごとの含有量及び溶出量の分析を行なうものとする。

(4) 原形復旧

調査後はその都度、採取孔を閉塞し、地表面を原形復旧すること。舗装箇所においては、簡易アスファルトもしくはモルタルを用いて簡易復旧を行うものとする。

(5) 後続調査計画

調査結果により、基準値に適合しない土壌汚染が認められた場合、更なる詳細な土壌汚染調査計画等について提案を行う。

4 協議・打合せ

- (1) 受注者は、本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。
- (2) 受注者は、本業務に着手するに当たり、発注者および行政機関（鹿児島県環境保全課）へ業務計画書を提出し、承諾を得たのち現地作業に着手するものとする。

5 成果品の提出

業務が完了したときは、成果品を発注者および行政機関（鹿児島県環境保全課）へ提出し、内容の確認を得ること。その後、完了届を発注者へ提出し、完了検査を受けるものとする。

6 手直し

受注者は、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

7 検査

受注者は、完了検査に際して、成果品及びその他の関係資料等を整えておくものとする。

8 納入成果品

- (1) 報告書（A4製本） 2部
- (2) 濃度計量証明書 2部
- (3) その他必要と認められた資料 1式

※上記成果品はデータとしてCD-Rであわせて提出すること。

なお、報告書には以下の内容が含まれるものとし、形式等については監督職員と協議する。

- ① 調査位置平面図（採取場所等を明示）
- ② 調査方法（サンプリング方法、分析方法等）
- ③ 土壌汚染状況調査結果一覧表
- ④ 土壌汚染状況平面図
- ⑤ 濃度計量証明書
- ⑥ 試料採取時の現場写真（採取日、採取位置等）
- ⑦ その他必要な書類

9 その他

- (1) 受注者は、法に基づき調査が的確に実施できるものとして土壤汚染対策法に基づく指定調査機関とする。
また、業務の主任技術者は、土壤汚染調査技術管理者の有資格者と定め、調査、届出、協議に関する実績を有するものとし、業務全般にわたり管理を行うものとする。
- (2) 受注者は、契約締結後速やかに発注者と十分な打合せを行い、実施計画書を提出し、発注者の承認を得なければならない。
- (3) 発注者は、本業務の実施に当り、必要に応じて受注者に関係資料を貸与するものとする。受注者は、貸与された資料を、発注者の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。
また、貸与されて資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。
- (4) 本業務遂行中においても、随時受注者より進捗状況を報告するものとし、諸事故又は第三者に与えた損害についてはすべて受注者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに発注者へ報告するものとする。
- (5) 本業務を遂行するにあたり疑義が生じた場合は速やかに発注者とその内容について協議するものとする。
- (6) 受注者は、本業務遂行中に知り得た情報を発注者の許可なしに、他の目的に利用してはならない。
- (7) 本業務で得られた成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の許可なしに他に公表、貸与、使用をしてはならない。
- (8) 本業務の実施に際しては、土壤汚染対策法・その他関連する関係法令等を精読し、発注者に対して適切な助言を与えること。
- (9) 分析試験は、計量法による計量証明事業所登録を受けた検査機関によること。なお、試験を検査機関に依頼する場合は、業務の委任又は下請負の対象としないので、発注者の承諾は不要とする。